［略］

c　平成 31 年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１(2)に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

(B ／ A) × 2.87 ＋ (C ／ A) × 0.22

［略］

9　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9723 ＋ 0.0277 × ［0.5 × ｛ (A ＋ B) ＋ 1｝ ＋ 0.5 × C］

(A ＋ B) ＋ 1 が 2.700 を超えるときは 2.700 とし、0.000 に満たないときは 0.000（ただし、算式の符号 B の算式の符号 a が 96.6 以上のときは、(A ＋ B) ＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、(A ＋ B) ＋ 1 は 1.000 とする。）とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.700 を超えるときは 1.700 とする。）

［略］

B　次の算式によつて算定した率

算式

(a － 96.6) × 0.5

［略］

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［同左］

c　平成 30 年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に町村役場が所在するものとみなす。）と合併の日の前日における当該合併関係市町村の市町村役場（以下この項において「旧市町村役場」という。）の所在地（新市町村に編入された区域に旧市町村役場が所在していなかつた場合には、当該区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に旧市町村役場が所在していたものとみなす。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあつては、その距離を２倍として計算した距離とする。以下この条において「本庁からの距離」という。）に別表第１(2)に定める経常態容補正Ⅱの本庁からの距離段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率と同表のＢに定める率とを合算した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

(B ／ A) × 2.77 ＋ (C ／ A) × 0.26

［同左］

9　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

0.9742 ＋ 0.0258 × ［0.5 × ｛ (A ＋ B) ＋ 1｝ ＋ 0.5 × C］

(A ＋ B) ＋ 1 が 3.000 を超えるときは 3.000 とし、0.000 に満たないときは 0.000（ただし、算式の符号 B の算式の符号 a が 96.0 以上のときは、(A ＋ B) ＋ 1 が 1.000 に満たないときであつても、(A ＋ B) ＋ 1 は 1.000 とする。）とする。

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 2.000 を超えるときは 2.000 とする。）

［同左］

B　次の算式によつて算定した率

算式

(a － 96.0) × 0.5

［同左］

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。